

社会保険

あきた

8・9 月号

平成27年 No. 752

CONTENTS

標準報酬月額が9月分から改定されます…2 「賞与支払届」の提出をお願いします…2

国民年金の届出はお済みですか?…3 ご存じですか“傷病手当金”…4

平成26年度健康管理講座アンケート結果と分析…6

レクリエーションパークゴルフ大会を開催(本荘支部)…6



花ことば：恋の病・恋によって身が細る

オクラの花／アオイ科

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<http://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口(e-Gov)→<http://www.e-gov.go.jp/>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

標準報酬月額が9月分から改定されます

● 算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月1日から適用されます。

ご提出いただいた算定基礎届に基づき、標準報酬月額を決定した後、順次「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬月額決定通知書」を送付しております。

標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、被保険者の皆様に**必ず**通知していただきますようお願いします。

秋田事務センターより決定通知書が届く

内容確認



被保険者の皆様へ通知

※被保険者の方への通知方法は任意です。
文書での通知様式の例は日本年金機構HPをご覧ください。



保険料控除においては、9月分（10月末納期分）から新しい標準報酬月額に基づき控除しますが、同時に厚生年金保険料率の改定が行われますので、標準報酬月額の改定がない方も保険料控除額が変更となります。

保険料控除にあたってはご注意ください。

「賞与支払届」の提出をお願いします

事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の届出が必要です。

届出用紙は、事前登録している賞与支払予定月の前月に送付しております（賞与支払予定月の登録がない場合には送付されません）。紛失等により届出用紙が必要な場合には、管轄の年金事務所からお取り寄せください。

■対象となるもの

賃金、給与、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものが対象となります。

■対象とならないもの

年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされます。また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は対象外です。

※賞与支払予定月の登録がある場合は、賞与の支払いがなかった場合でも、「賞与支払届総括表」のみ提出が必要となります。（「不支給」を選択）

●産休・育休等の期間の取扱い

産休・育休等の期間を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までについては、事業主様より各種申出書の届出により、毎月の保険料と同様に賞与の保険料も徴収されません。**ただし、賞与支払届の届出は必要となります。**

国民年金の届出はお済みですか？

●このような場合は国民年金の加入手続きが必要です！

日本国内にお住まいで20歳以上60歳未満のすべての方は、いずれかの年金制度に加入することが必要です。退職などにより厚生年金・共済年金の資格を喪失した場合は、「国民年金第1号被保険者」への加入手続きが必要です。

また、扶養されていた配偶者（国民年金第3号被保険者）の場合も同様に、「国民年金第1号被保険者」への切り替えの手続きが必要です。

●届出が必要と思われる方には、手続き勧奨のご案内を送付しています。

下記のような場合は、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認届」を送付しております。

- ・厚生年金・共済年金を資格喪失後、一定期間が経過しても国民年金の加入が確認できない。
- ・配偶者が厚生年金・共済年金を資格喪失しているのに、国民年金第3号被保険者のままとなっている。
- ・厚生年金を資格喪失後、期間をおいて再び厚生年金に加入している。（国民年金に加入すべき期間があるなど）

届出が必要な場合は、すみやかに
手続きをお願いします。



国民年金未加入の場合、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることが出来なくなる場合があります。

県内年金事務所のお問い合わせ先および定例年金相談日程

各年金事務所 所在地・連絡先	受付時間	予約時間 予約TEL	出張相談開催場所	予約の有無	開催日	開催時間
秋田年金事務所 〒010-8565 秋田市保戸野鉄砲町5-20 TEL：018-865-2392	・平日（月～金） 8：30～17：15 ・週初の開所日 8：30～19：00 ・第2土曜日 9：30～16：00	・平日（月～金） 8：30～11：30 14：30～16：30 ・第2土曜日 13：30～15：00 （予約TEL） 018-865-2379	男鹿市商工会内 3階 男鹿市船川港船川新浜町50	要予約 （予約TEL） 018-865-2379	毎週木曜日 （祝日はお休みとなります）	10：00～11：30 13：00～14：30
大曲年金事務所 〒014-0027 大仙市大曲通町6-26 TEL：0187-63-2296		・平日（月～金） 9：00～10：00 14：00～16：30 （予約TEL） 0187-63-2296 自動音声案内「9番」の後に「5番」を選択	湯沢商工会議所 湯沢市柳町一丁目1-13	要予約 （予約TEL） 0187-63-2296 自動音声案内「9番」の後に「5番」を選択	毎週水曜日 （祝日はお休みとなります）	10：00～12：00 13：00～15：00
鷹巣年金事務所 〒018-3312 北秋田市花園町18-1 TEL：0186-62-1490		・平日（月～金） 9：00～10：30 14：00～16：00 （予約TEL） 0186-62-1308 自動音声案内「9番」の後に「5番」を選択	能代市役所第四庁舎 能代市上町1-3	予約不要 直接会場へ お越しください。	毎週月曜日～木曜日	9：30～11：30 13：00～15：00 （受付）
		大館市役所市民ホール 大館市宇中城20	予約不要 直接会場へ お越しください。	毎週月曜日～木曜日	9：30～11：30 13：00～15：00 （受付）	
			鹿角市役所第1・2会議室 鹿角市花輪字荒田4番地1	予約不要 直接会場へ お越しください。	毎週水曜日 ※水曜が休日の時は、 翌日が相談日となります。	9：30～11：30 13：00～15：00 （受付）
本荘年金事務所 〒015-8505 由利本荘市表尾崎町21-2 TEL：0184-24-1111	・平日（月～金） 8：30～17：15	・平日（月～金） 8：30～10：30 13：00～16：00 （予約TEL） 0184-24-1115	 年金相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参ください。 代理の方がご相談に来られる際には、委任状と代理人の身分証明書（免許証等）が必要となります。			
街角の年金相談センター 秋田（オフィス） 〒010-8506 秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターALVE 2階 TEL：018-893-6491						



加入者の生活を保障するための 健康保険給付

傷病手当金

傷病手当金とは

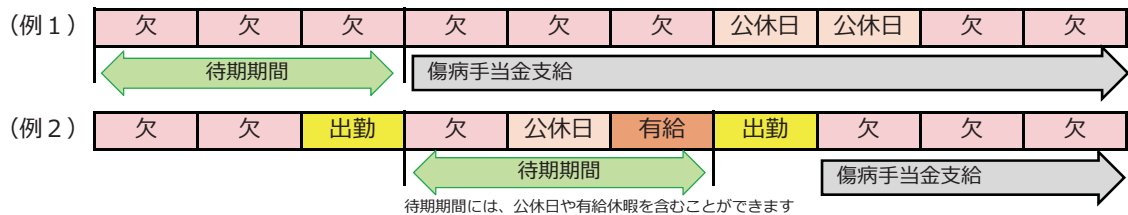
被保険者の方が業務外の病気やケガの療養のため会社を休み、その間の給与等が支払われない場合に（※）、被保険者の方の生活を保障するための健康保険給付です。

（※）給与等が減額されたため、その支給額が傷病手当金の給付額より少ない場合はその差額を支給。

支給要件

次の4つの条件がすべてあてはまる場合に給付されます。

1. 業務外の病気やケガで療養中の場合
2. 療養のため仕事につくことができなかった場合（労務不能）
（入院・通院を問わず、医師等による労務不能の証明が必要となります）
3. 休んでいる期間に対し、会社から給与等の支払いがないか、または支払われた金額が傷病手当金より少ない場合
4. 4日以上仕事を休んだ場合（療養のため仕事を休み始めた日から、連続した3日間は待期期間となり、4日目から支給の対象となります）



※傷病手当金の申請は、医師の治療を受けて療養している必要があります。

※負傷の原因が業務上または通勤途上のものについては、健康保険を使うことができません。労災保険で給付を受けていただくことになりますので、詳しくは労働基準監督署へお問い合わせください。

※交通事故等による負傷の場合、自動車保険や損害賠償責任保険から支払われるか、または加害者が負担することになります。健康保険を使用して治療したときは「第三者等の行為による傷病届」をご提出ください。

支給額

会社を休んだ1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

（例）標準報酬月額が180,000円の方が15日間休んだ場合の支給額

$$180,000円 \div 30 = 6,000円 \text{（標準報酬日額）}$$

$$6,000円 \times \frac{2}{3} \times 15日 = 60,000円 \text{ が支給}$$

※待期期間（3日間）は支給対象となりません。

※給与等が支払われ、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

※「障害厚生年金を受けている方」同一の傷病で厚生年金保険法の障害厚生年金または障害手当金を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、その金額が傷病手当金より少ない場合には、その差額が支給されます。

※「老齢年金を受けている方」資格喪失後（退職等）の継続給付受給者で老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金等を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、その金額が傷病手当金より少ない場合には、その差額が支給されます。

支給期間

傷病手当金が支給される期間は、一つの傷病（起因する疾病を含みます）ごとに支給されることとなった日から1年6か月の間までです。これは暦の上での1年6か月ですので、途中で出勤した日があっても、支給開始の日から1年6か月を超えて支給はされません。

平成27年 3月29日	平成27年 4月1日	平成28年 9月30日		
傷病手当金 受給可能期間 1年6か月				
待期間	欠勤	出勤	欠勤	欠勤

手続き方法

「傷病手当金支給申請書」に被保険者の方がご記入になり、事業主の証明（申請期間についての労務と給与に関する証明）、担当医師等の証明（労務につくことができないことの証明）を受けていただき、給与計算の締日以降にご提出ください。

初回申請時には、出勤簿と賃金台帳のコピーが必要となります。その他にも添付書類が必要となる場合があります。

申請書の見本と記入するうえでの注意点

「傷病手当金支給申請書」は4ページです。もれなく正確にご記入ください。記入漏れ等があった場合には、申請書をお返しする場合があります。申請書をお返しすると、その分お支払までに時間がかかってしまいますので、提出前に十分にご確認ください。

お問い合わせ先：協会けんぽ 業務グループ ☎018-883-1800

よくある記入漏れや記入誤りを紹介しますので、提出の際にはご確認ください

被保険者記入用 1・2ページ

①最初に記入いただく保険証の番号は、こちらに記載されています

②療養のため休んだ期間が申請期間となります。正確にご記入ください。

③仕事内容は審査するうえで必要な内容ですので、具体的にご記入ください。

④年金の受給状況について記入漏れの場合がありますので、必ずご記入ください。

事業主記入用 3ページ

⑤証明は、申請期間を含む賃金計算期間（賃金計算の締日から締日まで）が必要となります。

療養担当者記入用 4ページ

⑥労務不能と認める期間は、証明日以前の期間をご記入ください。

申請用紙は、協会けんぽのホームページからダウンロードすることができます。

協会けんぽ

検索

平成26年度健康管理講座アンケート結果と分析

秋田県社会保険協会では、健康管理推進事業の一環として、被保険者や被扶養者の方々の健康づくりをサポートするために、各事業所等に保健師・運動指導士・栄養士を派遣して1時間程度の健康管理講座を実施しています。

平成26年度に1132名の方に受講していただき、1102名の方々からアンケートに答えていただきました。

[回答者の内訳]

性別:男性62% 女性38%

年代別:20代8%・30代17%・40代24%・50代27%

60代18%・70代以上6%

普段健康づくりを行っている 50.6%

●実施内容については、「ウォーキング」(徒歩通勤を含む)28%、「スポーツ」17%、「食生活改善」22%、「ストレッチ・ヨガ」17%、「禁煙・減塩」10%、「その他」(犬の散歩、自転車通勤、階段登り降り等)が6%となっています。(図1)

●その、取り組み頻度としては「ほぼ毎日」42%、「週2.3回程度」31%、「週1回程度」18%、「月1回程度」2%、「不定期」7%となっています。

●健康づくりを行うきっかけは、「運動不足・体力づくりのため」41%、「肥満・ダイエットのため」21%、「体調変化・病気予防のため」15%、「健診結果から」15%、「新聞・雑誌・テレビ番組から」2%、「その他」(ストレス解消、趣味等)6%となっています。

普段健康づくりを行っていない 49.4%

●理由としては、「時間的余裕がない」が54%と最も多く、日々時間に追われる生活をしている事が伺えます。次に、「面倒だから」33%、「必要性を感じない」8%、「その他」(長続きしない等)5%となっていますが、講座受講によって今後の健康づくりに取り組むきっかけになったと答えた人が88%となっており、この講座がきっかけ作りには貢献しているようです。

受講後の健康管理意識

●今後取り組みたい内容としては「運動の実践」58%、「食生活の改善」22%、「ダイエット」10%、「禁煙・減塩」5%、「その他」5%となっています。(図2)

興味のある講座は？

「ダイエット・運動」42%、「食生活改善」28%、「病気・検診結果」20%、「禁煙」8%、「その他」(禁酒等)2%となっています。

【分析結果】

お申込みのあった事業所から話を伺うと、健康な体づくり・食生活の大切さは、わかっているが時間に余裕がなくすぐあきらめてしまい、長く続かない……。なにかから始めたらいいのかわからず先に進めないため何もしていないなど、毎日気にかけているのになかなか出来ない方が多いように感じられました。

しかし、受講後のアンケートの結果「楽しく運動ができそう」「短時間のストレッチでも効果が期待できそう」「食生活の見直しをしてみようと思った」等の感想が多いことから、健康づくりに対する意識が前向きに変わったように思われます。今後是非多くの方々に当講座を受講していただき、健康づくりのお手伝いが出来ればという思いを強くしたところです。

また、こうしたアンケート結果や感想も参考にしながら、今後の健康管理事業の推進・内容の充実に努めたいと考えています。

図1 健康づくり実践者の内容

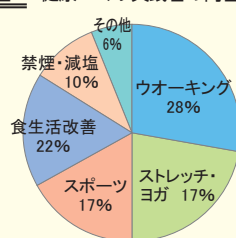
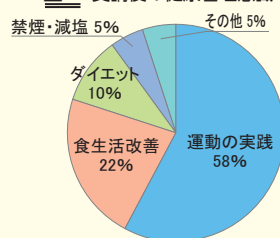


図2 受講後の健康管理意識



無料 健康管理講座の募集

被保険者や被扶養者の方々の健康づくりをサポートするため、健康づくりに関する講習会を実施しております。都合の良い日時に、保健師等が職場又はご用意された会場へお伺いします。

お問い合わせ・申し込みは／一般財団法人秋田県社会保険協会 ☎018-831-6205 FAX 018-832-3681

支部からの
お知らせ

レクリエーションパークゴルフを開催

主催／社会保険協会本荘支部
共催／本荘地区社会保険委員会



秋田県社会保険協会本荘支部では、本年度の健康づくり事業の一環として本荘地区社会保険委員会との共催のもと、次のとおりレクリエーションパークゴルフ大会を開催します。

(社会保険協会本荘支部の会員事業所の皆様には、参加申込案内を同封しております。)

健康づくりのため、多くの皆様の参加をお待ちしております。

- 日 時 平成27年10月3日(土) 受付開始12時30分
- 会 場 八塩いこいの森パークゴルフ場 (由利本荘市東由利田代字深山地内)
- 申込方法 同封の大会参加申込書により、平成27年9月24日(木)までにFAXまたは郵送で、一般財団法人秋田県社会保険協会までお申込み願います。



事業者健診結果のデータ提供について



協会けんぽ秋田支部
保健グループ
篠木 多佳美

Q 私の事業所では、事業者健診を受診しています。協会けんぽから健診結果の提供の同意を求められましたが、なぜ提供が必要なのでしょう？提供する場合の個人情報保護や、提供後のことについても教えてください。

A 平成20年度から国が定めたメタボリックシンドローム対策に伴い、協会けんぽ等の医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられ、平成29年度までに特定健診の受診率を65%とすることが示されました。協会けんぽが行う生活習慣病予防健診と、労働安全衛生法に基づく事業者健診の健診結果データとを合わせて国への報告とし、特定健診の実施率向上に向けて取り組んでおります。

事業者健診結果データを提供するメリット

提供いただいた健診結果をもとに、メタボリックシンドローム判定を行い、該当する方へ無料で特定保健指導を行っています。特定保健指導を受けていただくことにより、糖尿病や高血圧の生活習慣病の重症化を防ぐことにつながり、日ごろの健康維持だけでなく、将来の健康寿命の延伸にもつながります。

個人情報保護について

協会けんぽへ健診結果データを提供していただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されていますので、事業主様が責任を問われることはありません。また、ご提供いただいた健診結果につきましては、全国健康保険協会個人情報管理規定等に基づき、適切に取り扱います。

健診結果データの提供方法

健診結果データの提供に同意していただける場合は、平成27年7月に送付しております「同意書」を協会けんぽ秋田支部へご提出ください。その他、ご質問等がありましたら保健グループへご連絡願います。

お問い合わせ先：協会けんぽ秋田支部

保健グループ 018-883-1893



昨年、秋田市に住む姉に誘われて、お盆に初めて羽後町の西馬音内盆踊りを見に行き、その幻想的な踊りに魅了されました。

また、自分には関係ないかと思っていた「国民文化祭」ですが、十月開催の「盆踊りフェスティバル in うご」の抽選に当たり、日本三大盆踊りの「郡上おどり」「阿波踊り」もちろん「西馬音内盆踊り」とその他の様々な特徴の踊りを堪能できました。

そして美郷町の「アクラ JAZZ フェスティバル」では、すてきな音楽に触れ、感動と大人の時間を楽しみ、更に秋

「年を重ねてからも」



随想 ふきのとう

田市でも「ダンススポーツ大会」で日本一のペアのパワフルですばらしい演技を見て姉と大興奮。この一年で何年分かの貴重な経験をしました。

そうそう、羽後町の歴史民俗資料館で藤澤恵子氏の個展「西馬音内盆踊り遷移絵画展」が開かれており、ちょうどご本人が居られて話す機会がありました。踊りに参加しながら合間にスケッチを描くそうです。絵の中に万有引力の法則等の公式が模様のように溶け込んでいたりして、不思議だけれども引き込まれる絵でした。お話をしているうちに、なんと彼女は高校の後輩で、同時期に通学していたとわかってビックリのおまけ付き。年を重ねても色々な体験と感動は大切ですね。

最近では、あまり着る機会のない着物の良さに心惹かれるようになりました。夏に同期会があるので、筆筒の肥やしになっていく着物を引っ張りだして、友達と一緒に着ようかと計画。素敵に着こなすには背筋がシャンとしてなくてとは、毎日のストレッチだけでも続けようと思っています。

木村建設株式会社(美郷町)
小野寺 久美子

健康トピックス

第160回 認知症早期発見!!



最近、すっかり人の名前が思い出せないと嘆いてる方・・・多いのではないのでしょうか？老化現象の物忘れと笑ってられない時代に突入してきました。10年後には高齢者の5人に1人が発症するという「認知症」。早期発見の目安をご紹介します。

認知症って？

脳細胞の機能低下などで物忘れや判断力低下が起き、日常生活に支障が出る病気です。国は、2025年に高齢者の5人に1人に当たる約700万人が認知症になると推計しております。

早期発見の目安にあてはまったら・・・

自分自身や家族で、いくつか思い当たることがあれば専門家に頼りましょう。まずかかりつけのお医者さんに相談し、そこで判断が難しければ専門医を紹介してもらいましょう。早めに診断を受けることで、薬や治療により症状の進行を抑えられます。

認知症の早期発見の目安

☐ 電話を今切ったばかりなのに相手の名前を忘れる	☐ 周りへの気遣いがなくなり頑固になった
☐ 同じ事を何度も言う	☐ 怒りっぽくなった
☐ しまい忘れ、置き忘れが増える	☐ 自分の失敗を人のせいにする
☐ 料理などのミスが多くなった	☐ 1人になると怖がったりする
☐ 約束の日時や場所を間違えるようになった	☐ 外出する時に持ち物を何度も確かめる
☐ 慣れた道でも迷うことがある	☐ 身だしなみを構わなくなった
☐ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった	※「認知症の人と家族の会」のホームページから抜粋

診断を受けたら・・・悩みを抱え込まず、相談しましょう

介護保険のサービスを使って自宅で暮らすか介護施設で生活するかなど、家族の事情にも配慮した判断が必要です。病院や役所で紹介してもらい、課題に応じた専門家(市町村にある地域包括支援センターや法律家、民間の支援団体など)に相談しましょう。

― 職場内で閲覧しましょう ―

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談／カレンダーの 青 の日受付時間/午後7時まで
休日の年金相談／カレンダーの 黄 の日受付時間/午前9時30分から午後4時まで

平成27年 9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

平成27年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

市内通話料金 0570-058-555 03-6700-1144 (IP電話)

(受付時間) 月～金曜日：午前9：00～午後8：00
第2土曜日：午前9：00～午後5：00

★ねんきんダイヤル (年金全般に関する相談)

市内通話料金 0570-05-1165 03-6700-1165 (IP電話)

(受付時間) 月 曜 日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第2土曜日：午前9：30～午後4：00

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。